○草津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 市長は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震診断の結果、改修が必要とされた草津市内の木造住宅の耐震改修工事を行う住宅の所有者および居住者に対して、予算の範囲内において木造住宅耐震改修等事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。
  - (1) 耐震診断とは、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」または「精密診断法」に基づいて、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
  - (2) 上部構造評点等とは、前号に掲げる工法を適用し、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」による上部構造評点および「精密診断法」に基づく上部構造耐力の評点をいう。
  - (3) 耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事をいう。
  - (4) 登録設計者等とは、耐震改修工事の設計者または監理者であって、滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会を修了し、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録された者をいう。

- (5) 登録施工者とは、耐震改修工事の施工者であって、滋賀県木造住宅耐震改修工 事講習会修了者名簿に登録された者が所属する事業所をいう。
- (6) 旧基準木造住宅とは、次に掲げる要件をすべて満たす住宅をいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
  - イ 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
  - ウ 階数が2階以下かつ延べ面積300平方メートル以下のもの
  - エ 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅ではないもの
  - オ 国土交通大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
- (7) 耐震改修事業とは、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた木造住宅の所有 者が実施する耐震改修工事に補助する事業をいう。
- (8) 滋賀県産材利用耐震改修モデル事業とは、びわ湖材産地証明制度要綱に基づき 証明されたびわ湖材を使用して実施する耐震改修事業をいう。
- (9) 高齢者世帯耐震改修割増事業とは、65歳以上の高齢者のみの世帯および65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する場合における耐震改修事業をいう。
- (10) 子育て世帯耐震改修割増事業とは、中学卒業までの子を含む世帯が居住する場合における耐震改修事業をいう。
- (11) 避難経路バリアフリー化割増事業とは、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等(誰もがすみたくなる滋賀福祉のまちづくり条例の傾斜路の基準に適合するものに限る。)の改修工事を含む耐震改修工事(設備改修を除く。)(以下「避難経路バリアフリー化工事」という。)を行う場合における耐震改修事業をいう。

## (補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、耐震改修工事を当該補助金交付決定通知を受けた日の属する年度内に完了することができる者であって、次の各号のすべてに該当するものとする。
  - (1) 市内に存する木造住宅の所有者または居住者
  - (2) 市税の滞納および市の各種融資の償還に滞りのないこと。
  - (3) 工事に国、県または市の他の制度による補助金を受けていないこと。ただし、 他の制度による補助金の補助対象とならない工事を除く。
  - (4) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

## (対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物は旧基準木造住宅のうち、耐震診断の結果、総合評点 0.7未満とされたものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。

(補助対象経費)

- 第5条 補助対象経費は、対象の建築物の上部構造評点等を0.7以上に引き上げることならびに地盤および基礎の安全性が向上することに要するために必要と認められる耐震改修工事に要する経費(同等と認められる構造計算によって安全性が確認された設計による改修工事費を含む。)とする。ただし、上部構造評点等を時刻歴応答解析により算出されたものは、計算結果について、社団法人滋賀県建築士事務所協会(昭和58年4月21日に社団法人滋賀県建築士事務所協会という名称で設立された法人をいう。)建築物耐震判定委員会等の耐震性能判定を実施する機関で評価を受けたことを証する書面の交付を受けたものに限る。
- 2 前項の改修工事は、登録設計者等により設計され、かつ、登録施工者により施工されるものでなければならない。

(補助金の交付額等)

- 第6条 耐震改修事業に対する補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 事業の区分に応じ、別表に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)
  - (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項に規定する所得税額の特別控除の額(特別控除の対象となる住宅耐震改修工事に要した費用の額から避難経路バリアフリー化工事に要した費用の額を差し引いた額)
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の特別控除の額を差し引いて、 同項第1号の額を交付するものとする。

(交付の申請および決定)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐 震改修等事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に定める関係書類を添付し て市長に申請しなければならない。
  - (1) 木造住宅耐震診断報告書

- (2) 当該住宅の確認通知書、固定資産台帳記載事項証明書(評価証明書)または登記事項証明書の写しのいずれかで、建築時期および延べ面積が分かるもの
- (3) 耐震改修工事の計画書であって、次に掲げるものが明示されているもの ア 案内図、設計図、補強計画図その他補強方法(登録設計者等の記名、捺印のあ

るものとし、登録設計者等の所属等について、名簿に記載の内容と相違の無い旨 を記載したものに限る。)

イ 第2条第2号による耐震改修工事実施後の耐震診断の上部構造評点等

- (4) 耐震改修工事費見積書(耐震改修工事費およびその他の部分のそれぞれの見積額が確認できるもので、登録設計者等または登録施工者の記名および捺印のあるものとし、登録設計者等または登録施工者の所属等について、名簿に記載の内容と相違のない旨を記載したものに限る。)
- (5) 高齢者世帯耐震改修割増事業または子育て世帯耐震改修割増事業の対象に該当する場合は、補助対象となる方の住所(対象建築物の所在地)・氏名・生年月日のわかる公的機関の証明書の写し。
- (6) 避難経路バリアフリー化割増事業の対象に該当する場合は、設計者等または施工者の記名押印のある段差解消等の改修工事に関する設計図書(配置図、平面図および必要に応じて詳細図)、工事費内訳明細書および見積書(段差解消等の改修工事のみの内訳)
- (7) その他市長が必要とする書類
- 2 市長は、前項の申請が適当と認めた場合は補助金の交付の決定をし、速やかに木造 住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者にその旨 を通知するものとする。

(計画の変更等)

- 第8条 申請者は、改修工事施工箇所および施工方法等または補助金交付申請額を変更 しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震改修等事業補助金変更承認申請書(別 記様式第3号)に前条第1項第3号および第4号に定める関係書類を添付して市長に 申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請が適当と認めたときは変更の承認をし、速やかに木造住宅耐震 改修等事業補助金変更承認通知書(別記様式第4号)により申請者にその旨を通知す

るものとする。

3 申請者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しないときまたは当該工事の遂行が 困難になったときは、速やかに木造住宅耐震改修等工事完了期日変更報告書(別記様 式第5号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の中止または廃止)

第9条 申請者は、耐震・バリアフリー改修工事の中止または廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震・バリアフリー改修等工事廃止(中止)届出書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(工程届出書)

- 第10条 申請者または登録設計者等は、第7条第2項の規定により補助金交付決定通知書を受けた補助対象建築物が、土台、柱、梁および筋かいを金物により接合する工事の工程に達したときは、木造住宅耐震改修工事等中間工程届出書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は前項の規定による届出を受理した場合においては、検査前に施工された耐震 改修工事が、適正かどうかを検査することができる。

(実績報告書)

- 第11条 申請者は、耐震改修工事が完了したときは、木造住宅耐震改修等工事完了実績報告書(別記様式第8号)に、次に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 工事請負契約書の写し
  - (2) 工事費請求書または領収書の写し(登録施工者の発行したものに限る。)
  - (3) 工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの。)
  - (4) 設計委託、監理委託(契約した場合)契約書の写し
  - (5) 設計委託費、監理委託(契約した場合)費請求書または領収書の写し(当該設計または監理を行った登録施工者の発行したものに限る。)
  - (6) 改修後の平面図
- 2 前項の報告は、当該工事の完了の日から起算して30日または翌年度の4月10日 のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書を受理した場合において、適当と認めた場合には、速やかに木造住宅耐震改修等事業補助金額確定通知書(別記様式第9号)により申請者に補助金額を通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書(別記様式第10号)により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

(経過措置)

- 1 この要綱は、平成16年11月17日から施行する。 (平成23年度における木造住宅耐震化緊急支援)
- 2 平成23年度の改修工事費補助事業における第6条第1項第1号の適用については、同号中「別表第4までに定める額を加えた額」とあるのは「別表第4までに定める額および木造住宅耐震化緊急支援として1戸当たり30万円を加えた額」とする。
- 3 平成25年度における補助金の交付の対象となる耐震・バリアフリー改修工事についての、第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「別表第4までに定める額」とあるのは、「別表第4までのうち当該改修工事費補助事業に適用される表に定める額および30万円」とする。

(平成26年度における木造住宅耐震化緊急支援)

4 平成26年度における補助金の交付の対象となる耐震・バリアフリー改修工事についての第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「別表第4までに定める額」とあるのは、「別表第4までのうち当該改修工事費補助事業に適用される表に定める額および30万円」とする。

(平成27年度における木造住宅耐震化緊急支援)

5 平成27年度における補助金の交付の対象となる耐震・バリアフリー改修工事についての第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「別表第4までに定める額」とあるのは、「別表第4までのうち当該改修工事費補助事業に適用される表に定める額および30万円」とする。

別表(第6条関係)

	事業名	補助金額	補助対象要件
基本事業	修事業	補助対象経費の80%(1,000円未満は切り捨て)とし、 1,000,000円を上限と する。	00,000円を超え
	耐震改修モデル事業	びわ湖材利用数量 50,00 が0.25立方メ 0円 ートルを超え0. 45立方メートル 以下である工事 びわ湖材利用数量 100,0 が0.45立方メ 00円 ートルを超え0.70立方メートル 以下である工事 びわ湖材利用数量 200,0 以下がある工事 びわルを超える工事 びわルを超える工	木造住名補助金を高いた。 本造住名補助金をののでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 ないののでは、 ないのでは、
	改修割増事業 (4) 子育て世帯耐震 改修割増事業 (5) 避難経路バリア フリー化割増事業	1戸につき50,000円。ただし、補助金の額を超える補助対象経費の80%の額を超える%になるよう軽減を行う。 1戸し、補助対象経費の80%になるよう軽減を行う。 1戸し、補助金の額を超えの円のでででででででででででででででででででででででででででいます。 2000円では、1000円ででででできませば、1000円でとし、100円でとする。	